

三次市教育委員会告示第 号

三次市小中学生スポーツクラブ等運営補助金交付要綱を次のように定める。

平成24年7月11日

三次市教育委員会  
委員長 沖田 稔

三次市小中学生スポーツクラブ等運営補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 教育委員会は、「スポーツのまち三次」をめざし、市内の小中学生スポーツクラブ等の運営を支援するため、小中学生スポーツクラブ等運営補助金(以下「運営補助金」という。)を予算の範囲内において交付するものとし、その交付に関しては、三次市補助金等交付規則(平成16年4月1日規則第65条)に規定するもののほか、この告示に定めるところによる。

(定義)

第2条 この告示において、小中学生スポーツクラブ等とは、スポーツ少年団、中学校の運動部系の部活動団体その他地域の小中学生で構成される任意のスポーツ団体をいう。

(補助対象経費)

第3条 運営補助金の補助対象経費は、報酬、需用費、備品購入費、車両借上料その他小中学生スポーツクラブ等の運営に必要な経費とする。

2 前項の規定にかかわらず、他の補助金等が充当されている経費は、補助対象としないものとする。

(交付対象者)

第4条 運営補助金の交付対象者は、市内の小中学生スポーツクラブ等の代表者とする。

(補助金の額)

第5条 運営補助金は、対象経費に2分の1を乗じて得た額（100円未満の端数が生じる場合は、これを切り捨てるものとする。）と10万円とを比較して少ない方の額を上限として、教育委員会が決定するものとする。

(交付申請)

第6条 運営補助金の交付を受けようとする者は、三次市小中学生スポーツクラブ等運営補助金交付申請書（様式第1号）を、次に掲げる書類を添付して、教育委員会に提出するものとする。

- (1) 三次市小中学生スポーツクラブ等運営補助金所要額調書（様式第2号）
- (2) 三次市小中学生スポーツクラブ等年間活動計画書（様式第3号）

2 交付申請額は、前条の規定により算出した額に100円未満の端数が生じるときは、これを切り捨てるものとする。

(交付の決定及び通知)

第7条 教育委員会は、前条の申請について適当と認めるときは、運営補助金の金額を決定し、申請者に対して三次市小中学生スポーツクラブ等運営補助金交付決定通知書（様式第4号）により通知するものとする。

(実績報告書の提出)

第8条 交付決定の通知を受けた交付申請者は、補助対象経費の支払が完了した後、速やかに三次市小中学生スポーツクラブ等運営補助金実績報告書（様式第5号）を、次に掲げる書類を添付して提出しなければならない。

- (1) 三次市小中学生スポーツクラブ等運営補助金精算額調書（様式第6号）
- (2) 第3条に規定する経費を支出したことを証する書類の写し
- (3) 購入した備品の写真（3万円以上の備品の場合のみ）

(交付の確定及び通知)

第9条 教育委員会は、前条の報告について適当と認めるときは、運営補助金の金額を確定し、申請者に対して三次市小中学生スポーツクラブ等運営補助金交付確定通知書（様式第7号）により通知するものとする。

(帳簿の保存)

第10条 申請者は、この補助事業に係る関係書類及び帳簿等を、当該補助事業完了後5年が経過した日の属する年度の末日まで保管し、教育委員会が求めるときには、これを提示するものとする。

(その他)

第11条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は教育委員会が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、平成24年7月2日から施行し、平成24年4月1日から適用する。

(この告示の失効)

2 この告示は、平成27年3月31日限り、その効力を失う。

様式第1号（第6条関係）

三次市小中学生スポーツクラブ等運営補助金交付申請書

平成 年 月 日

三次市教育委員会教育長 様

(〒 )

住 所

団体名

代表者

印

(電話番号 )

平成 年度三次市小中学生スポーツクラブ等運営補助金の交付を受けたいので、三次市小中学生スポーツクラブ等運営補助金交付要綱第6条の規定により、関係書類を添えて、次のとおり申請します。

1 交付申請額 金 円

2 添付書類

- (1) 三次市小中学生スポーツクラブ等運営補助金所要額調書（様式第2号）
- (2) 三次市小中学生スポーツクラブ等年間活動計画書（様式第3号）

様式第2号（第6条関係）

三次市小中学生スポーツクラブ等運営補助金所要額調書

クラブ等の名称（ ）

費目	支払内容	支払予定額（円）
報酬 クラブ等の監督・コーチ等に対する謝礼等		
需用費 クラブ等内で共有して消費する消耗品等		
備品購入費 クラブ等で共有する備品の購入費		
車両借上料 試合遠征の際のバス・タクシー借上料等		
その他 練習施設の使用料等		
計		
交付申請額 上記金額に2分の1を乗じた額とし、100円未満の端数は切り捨て、10万円を超える場合は10万円とする。		

様式第3号（第6条関係）

三次市小中学生スポーツクラブ等年間活動計画書

クラブ等の名称（ ）

年月	場所	活動内容
		(練習等)
		(試合等)
		(その他)

様式第4号（第7条関係）

三次教社指令第 号  
平成 年 月 日

\_\_\_\_\_ 様

三次市教育委員会  
教育長



三次市小中学生スポーツクラブ等運営補助金交付決定通知書

平成 年 月 日付けで申請のあった三次市小中学生スポーツクラブ等運営補助金については、三次市小中学生スポーツクラブ等運営補助金交付要綱第7条の規定に基づき、次のとおり交付を決定したので通知します。

- 1 交付決定額 金 円
- 2 交付条件 三次市小中学生スポーツクラブ等運営補助金交付要綱に基づき適正な手続を行うこと。
- 3 その他 本補助金に関する交付団体名及び交付金額は、市ホームページ等で公表を行う。

様式第5号（第8条関係）

三次市小中学生スポーツクラブ等運営補助金実績報告書

平成 年 月 日

三次市教育委員会教育長 様

(〒 )

住 所

団体名

代表者

印

(電話番号 )

平成 年 月 日付け三次教社指令第 号で三次市小中学生スポーツクラブ等運営補助金の交付決定を受けた事業が完了したので、三次市小中学生スポーツクラブ等運営補助金交付要綱第8条の規定により、関係書類を添えて、次のとおり報告します。

1 補助金交付決定額 金 円

2 補助金精算額 金 円

3 添付書類

- (1) 三次市小中学生スポーツクラブ等運営補助金精算額調書（様式第6号）
- (2) 第3条に規定する経費を支出したことを証する書類の写し
- (3) 購入した備品の写真（3万円以上の備品購入費がある場合のみ）



様式第6号（第8条関係）

三次市小中学生スポーツクラブ等運営補助金精算額調書

クラブ等の名称（ ）

費目	支払内容	支払額（円）
報酬 クラブの監督・コーチ等に対する謝礼等		
需用費 クラブ内で共有して消費する消耗品等		
備品購入費 クラブで共有する備品の購入費		
車両借上料 試合遠征の際のバス・タクシー借上料等		
その他 練習施設の使用料等		
計		
補助金精算額 上記金額に2分の1を乗じた額とし、100円未満の端数は切り捨て、交付決定額を超える場合は交付決定額とする。		

様式第7号（第9条関係）

三次教社指令第 号  
平成 年 月 日

\_\_\_\_\_ 様

三次市教育委員会  
教育長



三次市小中学生スポーツクラブ等運営補助金交付確定通知書

平成 年 月 日付けで報告のあった三次市小中学生スポーツクラブ等運営補助金については、三次市小中学生スポーツクラブ等運営補助金交付要綱第9条の規定に基づき、次のとおり交付を確定したので通知します。

- 1 交付確定額 金 円
- 2 その他 本補助金に関する交付団体名及び交付金額は、市ホームページ等で公表を行う。